

2025年11月20日

当社株主の皆様へ

古河電池株式会社

当社株式公開買付けに伴うスクイーズアウト手続きに関して

2025年9月9日に株式会社AP78による当社株式の公開買付けが成立し、2025年11月20日開催の当社臨時株主総会にて当社株式の株式併合に関する議案が決議されました。これに伴い、当社は2025年12月22日をもって上場廃止となります。

以下、本件に関するよくあるお問い合わせとその回答を掲載いたします。

公開買付けに応募されなかった株主の皆様には、会社法上の株式併合（スクイーズアウト手続き）により、各株主様が所有する株式併合前の当社株式の数に、公開買付価格と同額である1,400円を乗じた金額に相当する金銭を交付いたします。なお、金銭交付の対象となるのは、本株式併合の効力発生日の前日である2025年12月23日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様です。

お手続きの詳細は、2026年1月末にみずほ信託銀行株式会社を通じて「端数株式処分代金の振込お手続きに関するご案内」を送付いたしますので、そちらをご覧ください。

【よくあるお問合せ】

Q1. 株式の売買はいつまで行えますか？

A1. 2025年12月19日までです。

Q2. 「端数株式」とはどのような意味でしょうか？

A2. 臨時株主総会での決議を受け、2025年12月24日に当社株式6,260,400株を1株に併合する株式併合の効力が発生します。これにより株主様の持分は1株未満の端数となりますが、これを「端数株式」と呼びます。

Q3. 今回採用しているスクイーズアウトの方法とは正当な方法なのでしょうか？

A3. 2015年5月1日に施行された改正会社法に基づいており、スクイーズアウトの方法として広く一般に使われている手法です。

Q4. 株主に交付される金銭はいつ頃受け取れるのでしょうか？

A4. 株式併合の効力発生日（2025年12月24日予定）の後、裁判所の許可を経て行われますが、金銭の交付は2026年3月ないし4月を目途に行われる見込みです。

Q 5. 交付される金銭の受け取り方法を教えてください。

A 5. 端数株式処分代金のお支払いにつきましては、ゆうちょ銀行または郵便局にてお受け取りいただける「端数株式処分代金領収証」もしくは「振替払出証書」（お受け取り金額が5万円以上の法人株主様のみ対象）を送付する予定です。なお、事前にお申し出いただければ「銀行口座振込」によりお受け取りいただけます。お手続きの詳細は、みずほ信託銀行株式会社を通じて届きます「端数株式処分代金の振込お手続きに関するご案内」をご確認ください。

Q 6. 端数株式相当分の売却代金に関する税金はどうなりますか？

確定申告が必要でしょうか？

A 6. スクイズアウトは上場廃止後の金銭交付となりますので、非上場株式の譲渡の取扱いとなります。端数株式相当分の売却代金の額と、取得価額との差額が譲渡益となる場合には、原則として確定申告が必要になります。個人株主の場合、譲渡益は税率 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の申告分離課税の対象となりますが、非上場株式の譲渡であるため、上場株式等・公社債等の譲渡損益や利子・配当等との損益通算を行うことはできず、翌年以降 3 年間の譲渡損失の繰越控除も認められていません。また、特定口座や NISA 口座で株式を保有している場合でも上場廃止に伴って当該口座から払い出されるため、特定口座や NISA 口座内での譲渡とはなりません。

譲渡益について確定申告を行った場合、国民健康保険料や、後期高齢者の医療費の窓口負担割合などに影響が生じる可能性があります。また、所得税の扶養控除の対象から外れる可能性もありますのでご注意ください。

恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに關しましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に直接ご相談くださいますようお願いいたします。

Q 7. 過去の株価を知りたい場合どうしたらよいでしょうか？

A 7. Yahoo ファイナンスにて 1983 年 1 月 4 日以降の株価を検索することができます。

<https://finance.yahoo.co.jp/quote/6937.T/history>

また、東京証券取引所では、1949 年 5 月 16 日以降の株価を公表しております。下記 URL より、「よくあるご質問（株式・上場会社）」のページの「上場会社 Q5」 「1.」をご覧ください。

[https://www.jpx.co.jp/faq/stock\\_listed\\_company.html#listed\\_company\\_qa-50](https://www.jpx.co.jp/faq/stock_listed_company.html#listed_company_qa-50)

Q 8. 確定申告用に取得価額を算出したいがどうしたらよいでしょうか？

A 8. 株式の取得時期や取得価額につきましては、お取引の証券会社へご確認ください。  
証券会社取引記録がなく、取得時期が不明の場合、株主名簿管理人のみずほ信託銀行株式会社が発行する「株式異動証明書」にて名義書換日を調べて取得時期を把握し、その時期の相場を基に株主様ご自身で取得価額を算出することができます。

「株式異動証明書」の発行手続きに関しては、みずほ信託銀行株式会社のホームページ（下記URL）よりお手続き用紙をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえご郵送ください。

[https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/94?back=front%2Fcategory%3Ashow&category\\_id=108&page=1&site\\_domain=daikou&sort=sort\\_adjust\\_value&sort\\_order=desc](https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/94?back=front%2Fcategory%3Ashow&category_id=108&page=1&site_domain=daikou&sort=sort_adjust_value&sort_order=desc)

なお、税務上の取得費は、株式等の取得に要した1株当たりの価額（一般的には株価）に株数等を乗じて計算しますが、株式の分割または併合が行われた場合など、その1株当たりの価額が調整される場合がございますので、ご留意願います。

交付に関するお問い合わせ先：

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
ホームページ <https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html>  
フリーダイヤル 0120-288-324

（ご利用時間 9：00～17：00 土・日・祝日を除く）

※ 課税に関するご相談等は、お取引のある税理士または最寄りの税務署等にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上